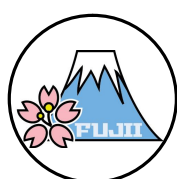


国内学生用

公益財団法人

藤井国際奨学財団

2027年度 奨学生募集要項
(国内学生用)



公益財団法人 藤井国際奨学財団

公益財団法人の概要

- 設立年月日 2006 年（平成 18 年）6 月 23 日
2012 年（平成 24 年）4 月 1 日 公益財団法人に移行
- 目 的 この法人はアジア諸国の留学生並びに国内の学生のうち、優秀でありながら経済的理由により学業の継続が困難な者に対する奨学及び援助などの事業を行い、もって我が国とアジア諸国を中心とした諸外国との友好親善に寄与することを目的とする。
- 所 在 地 〒567-0034
大阪府茨木市中穂積 3-12-2 SKK グローバルセンター5F
- 理 事 長 藤井 訓広

事業内容

1. 留学生並びに国内の学生に対する奨学金の支給
2. 研修会・交流会の開催及び機関紙の発行
3. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

奨学生制度の概要

- 募集対象 国内学生（日本国籍を有する者）で、学業・人物ともに優秀かつ健康であり、経済的支援を必要としている者
当財団が指定する大学の工学・理学、経済・商学・経営・情報等の学部 3・4 年次に在籍している者（2027 年 4 月 1 日現在）
※指定校 京都大学、大阪大学、神戸大学、大阪公立大学、京都工芸繊維大学、兵庫県立大学、関西学院大学、関西大学、同志社大学、立命館大学、近畿大学、龍谷大学、大阪工業大学、追手門学院大学、甲南大学、京都産業大学
- 奨学金 月額 5 万円
※2027 年 4 月より 3 か月分を 4 期に分けて給付します。
- 給付期間 2027 年 4 月から最長 2 年間（最短修業年限・年次審査あり）
- 募集方法 各大学の事務局を通じて募集します。
- 募集人員 30 名前後（継続給付の学生を含む）を予定しています。 ※大学推薦人数:1名

応募資格

※募集要項を熟読し、必要書類を全て揃えて提出すること。
書類不備・不足がある場合は、受付出来ません。

1. 当財団が指定する大学に在籍する正規学生であること。
2. 年齢
2027年4月1日現在で満25歳以下の者。
3. 学費の支弁が困難であると認められる者。（父母の年収合計税込1,000万円未満を目安とします）
4. 他の奨学機関からの奨学金の併給について
民間企業が設ける奨学金との併給は不可とします（大学が独自に設けている奨学金との併給は可とします）
5. 財団から要請されるレポートや成績証明書等の提出ができること。
6. 当財団が開催する交流会（例年秋開催）等の行事に参加できること。

応募の手続き

（1）応募方法

1. 各大学に送付された応募用紙（2027年度版）を使用してください。
2. 応募用紙は本人が記載し、写真を貼付してください。
3. 応募用紙および必要書類は大学事務局を通して提出してください。
4. 大学から財団へは、簡易書留またはレターパック等により郵送してください。

（2）提出書類 ※1～9全ての書類をご準備ください。

1. 応募申込書（所定用紙：3頁）
2. 小論文（所定用紙：2頁）
※指定テーマについて800字以内。黒インクまたは黒ボールペンを用い、必ず自筆で規述してください。
3. ~~学校長または指導教官の推薦書（所定用紙）~~ ※学内選考後に依頼します。
4. 被推薦者承諾書（所定用紙）
5. 個人情報に関する同意書（所定用紙）
6. 学業成績証明書
7. 在学証明書
8. ~~市区町村発行の前年分の写し~~ 扶養者の市区町村発行の前年度所得証明書の写し
※父母ともに就労している場合は両名分を提出してください。
9. 父及び母（ひとり親世帯の場合はどちらかのみで可）の令和8年度（令和7年分）課税証明書又は非課税証明書を提出してください。就労していない場合も提出必須。

※故意の記入漏れや虚偽の申告等が判明した場合は、採用決定後であっても採用を取り消すことがあります。

~~（3）受付期間~~

~~2026年9月1日（火）～10月30日（金）（必着）~~

（3）受付期間・提出先

学内応募締切：令和8年10月5日（月）17:00
書類提出窓口：学生支援・社会連携課 経済支援係

~~-(4) 応募書類送付先~~

~~〒567-0034 大阪府茨木市中穂積3-12-2 SKK グローバルセンター5階
公益財団法人 藤井国際奨学財団 事務局宛~~

選考方法

学識経験者による面接選考を実施します。

選考は書類審査の配点に面接審査の評価を加えた総合評価により行います。

面接審査（予定）

日時：11月第4週または12月第1週の土曜日

場所：SKK グローバルセンター6階会議室

選考結果の発表

選考結果は、面接終了後1カ月以内を目途に通知いたします。

なお、可否に関するお問い合わせには一切お応えできません。

奨学金の支給の停止または打ち切り

次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給を停止または打ち切ることがあります。

1. 大学において学籍を失ったとき
2. 病気その他の理由により修学の継続が困難となったとき
3. 正当な理由なく長期欠席したとき
4. 学業成績または素行が著しく不良と認められるとき
5. 日本国内に1か月以上滞在していないとき
6. 申請書類に虚偽の記載があったとき
7. その他、当財団が奨学生として不適当と判断したとき

お問い合わせ先

~~ご不明な点は大学事務局を通じて、下記までお問い合わせください。~~

~~TEL : 072-621-7601~~

~~FAX : 072-621-7602~~

~~E-mail : office@fujii-zaidan.or.jp~~

【応募・問い合わせ】
京都工芸繊維大学
学生支援・社会連携課経済支援係
075-724-7143 (平日8:30-17:00)
shogaku@jim.kit.ac.jp